

千葉県耐震改修促進計画（令和4年3月改定）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

新	旧	備考
目次	目次	
はじめに..... 1	はじめに..... 1	
第1 計画策定の趣旨..... 2	第1 計画策定の趣旨..... 2	
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標..... 3	第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標..... 3	
1 想定される地震の規模等及び被害の状況..... 3	1 想定される地震の規模等及び被害の状況..... 3	
(1) 想定される地震の規模等..... 3	(1) 想定される地震の規模等..... 3	
(2) 物的被害..... 3	(2) 物的被害..... 3	
(3) 人的被害..... 4	(3) 人的被害..... 4	
2 耐震化の現状..... 6	2 耐震化の現状..... 6	
(1) 住宅..... 6	(1) 住宅..... 6	
(2) 建築物..... 6	(2) 建築物..... 6	
ア 耐震診断義務付け対象建築物..... 6	ア 耐震診断義務付け対象建築物..... 6	
イ 特定建築物..... 6	イ 特定建築物..... 6	
(3) 県有建築物..... 7	(3) 県有建築物..... 7	
3 耐震化の目標の設定..... 8	3 耐震化の目標の設定..... 8	
(1) 住宅..... 8	(1) 住宅..... 8	
(2) 建築物..... 8	(2) 建築物..... 8	
(3) 公共建築物..... 8	(3) 公共建築物..... 8	
ア 県有建築物..... 8	ア 県有建築物..... 8	
イ 市町村有建築物..... 9	イ 市町村有建築物..... 9	
4 公共建築物の耐震化の情報開示..... 9	4 公共建築物の耐震化の情報開示..... 9	
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策..... 10	第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策..... 10	
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針..... 10	1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針..... 10	
(1) 建築物の所有者等の役割..... 10	(1) 建築物の所有者等の役割..... 10	
(2) 県の役割..... 10	(2) 県の役割..... 10	
(3) 市町村の役割..... 10	(3) 市町村の役割..... 10	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要..... 10	2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要..... 10	
3 重点的に耐震化すべき建築物..... 10	3 重点的に耐震化すべき建築物..... 10	

新	旧	備考
4 重点的に耐震化すべき区域..... 11	4 重点的に耐震化すべき区域..... 11	
5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路..... 11	5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路..... 11	
(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路..... 11	(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路..... 11	
(2) その他の緊急輸送道路..... 11	(2) その他の緊急輸送道路..... 11	
6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要..... 12	6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要..... 12	
(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策..... 12	(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策..... 12	
(2) 各種落下物対策..... 12	(2) 各種落下物対策..... 12	
(3) 天井等の脱落対策..... 12	(3) 天井等の脱落対策..... 12	
(4) ブロック塀対策の推進..... 12	(4) ブロック塀対策の推進..... 12	
7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進..... 13	7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進..... 13	
8 特定優良賃貸住宅の空家の活用..... 13	8 特定優良賃貸住宅の空家の活用..... 13	
9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修..... 13	9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修..... 13	
10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策..... 13	10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策..... 13	
11 耐震化の状況把握..... 13	11 耐震化の状況把握..... 13	
第4 啓発及び知識の普及..... 14	第4 啓発及び知識の普及..... 14	
1 地震ハザードマップの作成・公表..... 14	1 地震ハザードマップの作成・公表..... 14	
2 建築物の液状化対策..... 14	2 建築物の液状化対策..... 14	
3 相談体制の整備及び情報提供の充実..... 14	3 相談体制の整備及び情報提供の充実..... 14	
(1) 耐震相談窓口の設置..... 14	(1) 耐震相談窓口の設置..... 14	
ア 設置場所..... 14	ア 設置場所..... 14	
イ 相談内容..... 15	イ 相談内容..... 15	
(2) 防災査察等の活用..... 15	(2) 防災査察等の活用..... 15	
(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示..... 15	(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示..... 15	
4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等..... 15	4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等..... 15	
(1) パンフレットの作成・配布等..... 16	(1) パンフレットの作成・配布等..... 16	
(2) 耐震相談会の実施..... 16	(2) 耐震相談会の実施..... 16	
(3) 講習会の実施..... 16	(3) 講習会の実施..... 16	
ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会..... 16	ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会..... 16	

新	旧	備考
イ <u>建築物の液状化対策講習会等</u> <u>16</u>	イ <u>建築物の液状化対策講習会</u> <u>17</u>	(変更)
5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導..... 17	5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導..... 17	
6 家具の転倒防止策の推進..... 17	6 家具の転倒防止策の推進..... 17	
7 自治会等との連携に関する事項..... 17	7 自治会等との連携に関する事項..... 17	
8 耐震改修建築物の表彰..... 17	8 耐震改修建築物の表彰..... 17	
第5 所管行政庁との連携..... <u>17</u>	第5 所管行政庁との連携..... <u>18</u>	(変更)
1 法による指導等の実施..... 18	1 法による指導等の実施..... 18	
(1) 耐震診断義務付け対象建築物..... 18	(1) 耐震診断義務付け対象建築物..... 18	
ア 耐震診断・報告の実効性確保..... 18	ア 耐震診断・報告の実効性確保..... 18	
イ 耐震診断結果の公表..... 18	イ 耐震診断結果の公表..... 18	
ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表..... 18	ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表..... 18	
(2) 既存耐震不適格建築物..... <u>18</u>	(2) 既存耐震不適格建築物..... <u>19</u>	(変更)
ア 指導・助言..... <u>18</u>	ア 指導・助言..... <u>19</u>	(変更)
イ 指示、公表..... 19	イ 指示、公表..... 19	
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施..... 19	2 建築基準法による勧告又は命令等の実施..... 19	
(1) 命令等の実施の方法、考え方..... 19	(1) 命令等の実施の方法、考え方..... 19	
第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項..... 19	第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項..... 19	
1 市町村が定める耐震改修促進計画..... 19	1 市町村が定める耐震改修促進計画..... 19	
2 関連団体との連携..... 19	2 関連団体との連携..... 19	
(1) 千葉県建築防災連絡協議会..... 19	(1) 千葉県建築防災連絡協議会..... 19	
(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会..... 20	(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会..... 20	
(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議..... 20	(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議..... 20	
(4) 千葉県耐震判定協議会..... 20	(4) 千葉県耐震判定協議会..... 20	
3 その他..... 20	3 その他..... 20	
別表・別図..... 21	別表・別図..... 21	
別表1 法第5条第3項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限..... 21	別表1 法第5条第3項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限..... 21	

新	旧	備考
<p>別表2 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限……………25</p> <p>別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路……………26</p>	<p>別表2 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限……………25</p> <p>別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路……………26</p>	
<p>はじめに</p> <p>平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。</p> <p>千葉県においては、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」を策定しました。</p> <p>平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。</p> <p>その後、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われ、甚大な被害が生じたことや南海トラフの海溝型巨大地震等の発生の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法改正がなされました。県内においても最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で液状化現象が発生したことや法改正により計画の改定が求められていること等により、平成28年1月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。</p> <p>近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。</p>	<p>はじめに</p> <p>平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。</p> <p>千葉県においては、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」を策定しました。</p> <p>平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。</p> <p>その後、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われ、甚大な被害が生じたことや南海トラフの海溝型巨大地震等の発生の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法改正がなされました。県内においても最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で液状化現象が発生したことや法改正により計画の改定が求められていること等により、平成28年1月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。</p> <p>近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。</p>	

新	旧	備考
<p>さらに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。</p> <p>このような背景のもと、平成31年1月 <u>に同法施行令が改正され</u>、都道府県耐震改修促進計画の速やかな改定が求められていることや、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから、改定することとしました。</p> <p>国、県、市町村及び建築物の所有者等が連携を図り、本県における建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、防災先進県づくりを進めます。</p>	<p>さらに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。</p> <p>このような背景のもと、平成31年1月の政令が改正され、都道府県耐震改修促進計画の速やかな改定が求められていることや、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから、改定することとしました。</p> <p>国、県、市町村及び建築物の所有者等が連携を図り、本県における建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、防災先進県づくりを進めます。</p>	(変更)
<p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>千葉県耐震改修促進計画は、法第5条の規定により策定するものです。</p> <p>本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。） <u>の見直しや本県の耐震化の進捗状況を踏まえて</u>、令和7年度を目標年度とした、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。</p> <p>県は、本計画に基づき市町村と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、県民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保していくこととします。</p> <p>なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。</p>	<p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>千葉県耐震改修促進計画は、法第5条の規定により策定するものです。</p> <p>本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。） <u>に基づき</u>、令和7年度を目標年度とした、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。</p> <p>県は、本計画に基づき市町村と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、県民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保していくこととします。</p> <p>なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。</p>	(変更)
<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</p> <p>1 想定される地震の規模等及び被害の状況</p> <p>(1) 想定される地震の規模等</p> <p>千葉県地域防災計画（令和3年度版）では、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のある</p>	<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</p> <p>1 想定される地震の規模等及び被害の状況</p> <p>(1) 想定される地震の規模等</p> <p>千葉県地域防災計画（令和2年度版）では、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のある</p>	(変更)

新	旧	備考																
<p>マグニチュード7クラスの4つの地震を想定しています。</p> <p><略></p> <p>2 耐震化の現状</p> <p>(1) 住宅</p> <p><略></p> <p>(2) 建築物</p> <p>ア 耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>令和3年度における耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の棟数は、<u>622</u>棟。そのうち、耐震性のあるものは<u>558</u>棟となっており、耐震化率は、約90%となっています。</p> <p>表-5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状 (単位:棟)</p> <table border="1" data-bbox="189 991 1305 1222"> <thead> <tr> <th>総棟数 (a+b)</th> <th>耐震性無 a</th> <th>耐震性有 b</th> <th>耐震化率 b/(a+b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>622</u></td> <td>64</td> <td><u>558</u></td> <td>約90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*各棟数及び耐震化率は令和3年4月1日時点の数値です。</p> <p>イ 特定建築物</p> <p>本計画における特定建築物とは、法第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。</p> <p>本計画では特定建築物の耐震化率を次の式により算出しています。</p> <p>特定建築物の耐震化率=耐震性のある特定建築物棟数/県内全ての特定建築物棟数</p> <p>令和3年度における特定建築物の棟数は、県有建築物が<u>1,484</u>棟、市町村有建築物が<u>4,572</u>棟、民間建築物が約14,200棟で、あわせて約20,300棟です。</p>	総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震化率 b/(a+b)	<u>622</u>	64	<u>558</u>	約90%	<p>マグニチュード7クラスの4つの地震を想定しています。</p> <p><略></p> <p>2 耐震化の現状</p> <p>(1) 住宅</p> <p><略></p> <p>(2) 建築物</p> <p>ア 耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>令和2年度における耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の棟数は、<u>616</u>棟。そのうち、耐震性のあるものは<u>552</u>棟となっており、耐震化率は、約90%となっています。</p> <p>表-5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状 (単位:棟)</p> <table border="1" data-bbox="1347 991 2463 1222"> <thead> <tr> <th>総棟数 (a+b)</th> <th>耐震性無 a</th> <th>耐震性有 b</th> <th>耐震化率 b/(a+b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>616</u></td> <td>64</td> <td><u>552</u></td> <td>約90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*各棟数及び耐震化率は令和2年4月1日時点の数値です。</p> <p>イ 特定建築物</p> <p>本計画における特定建築物とは、法第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。</p> <p>本計画では特定建築物の耐震化率を次の式により算出しています。</p> <p>特定建築物の耐震化率=耐震性のある特定建築物棟数/県内全ての特定建築物棟数</p> <p>令和2年度における特定建築物の棟数は、県有建築物が<u>1,486</u>棟、市町村有建築物が<u>4,607</u>棟、民間建築物が約14,200棟で、あわせて約20,300棟です。</p>	総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震化率 b/(a+b)	<u>616</u>	64	<u>552</u>	約90%	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震化率 b/(a+b)															
<u>622</u>	64	<u>558</u>	約90%															
総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震化率 b/(a+b)															
<u>616</u>	64	<u>552</u>	約90%															

新						旧						備考
その内、昭和55年以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物は、県有建築物が <u>22</u> 棟、市町村有建築物が <u>95</u> 棟、民間建築物が約1,300棟で、あわせて約1,500棟です。						その内、昭和55年以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物は、県有建築物が <u>24</u> 棟、市町村有建築物が <u>107</u> 棟、民間建築物が約1,300棟で、あわせて約1,500棟です。						(変更)
特定建築物の耐震化率は、約93パーセントです。その内、県有の耐震化率は約 <u>99</u> パーセント、市町村有の耐震化率は約98パーセント、民間の耐震化率は約91パーセントとなります。						特定建築物の耐震化率は、約93パーセントです。その内、県有の耐震化率は約 <u>98</u> パーセント、市町村有の耐震化率は約98パーセント、民間の耐震化率は約91パーセントとなります。						(変更)
表-6 特定建築物の耐震化の現状 (単位:棟)						表-6 特定建築物の耐震化の現状 (単位:棟)						
区分	総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	区分	総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	
		耐震性無 a	耐震性有 b					耐震性無 a	耐震性有 b			
県有*1	<u>1,484</u>	<u>22</u>	949	513	約 <u>99</u> %	県有*1	<u>1,486</u>	<u>24</u>	949	513	約 <u>98</u> %	(変更)
市町村有*2	<u>4,572</u>	<u>95</u>	<u>2,428</u>	<u>2,049</u>	約98%	市町村有*2	<u>4,607</u>	<u>107</u>	<u>2,454</u>	<u>2,046</u>	約98%	(変更)
民間*3	約14,200	約1,300	約2,600	約10,200	約91%	民間*3	約14,200	約1,300	約2,600	約10,200	約91%	
全体	約20,300	約1,500	約6,000	約12,800	約93%	全体	約20,300	約1,500	約6,000	約12,800	約93%	
*1 県有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和 <u>3</u> 年4月1日時点の数値です。						*1 県有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和 <u>2</u> 年4月1日時点の数値です。						(変更)
*2 市町村有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和 <u>3</u> 年 <u>4月1日</u> 時点の市町村調査による推計値です。						*2 市町村有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和 <u>2</u> 年 <u>3月末</u> 時点の市町村調査による推計値です。						(変更)
*3 民間の特定建築物の各棟数及び耐震化率は平成31年3月末時点の市町村調査による推計値です。						*3 民間の特定建築物の各棟数及び耐震化率は平成31年3月末時点の市町村調査による推計値です。						
なお、各施設の耐震化の取組については、「千葉県国土強靱化地域計画」によって公表しております。						なお、各施設の耐震化の取組については、「千葉県国土強靱化地域計画」によって公表しております。						
(3) 県有建築物						(3) 県有建築物						
県有建築物の耐震化については、本計画において優先的に整備するものとした「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」を対象に県有建築物の耐震化整備						県有建築物の耐震化については、本計画において優先的に整備するものとした「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」を対象に県有建築物の耐震化整備						

新					旧					備考																								
<p>プログラム（以下「整備プログラム」という。）を策定し、計画的に耐震改修等を進めてきたところです。なお、令和3年4月1日時点の耐震化率は約98パーセントとなっています。</p> <p>表－7 「特定建築物」及び「震災時に応急活動拠点となる建築物等」の耐震化の現状 (単位：棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総棟数 (a+b+c)</th> <th colspan="2">昭和55年以前</th> <th rowspan="2">昭和56年以降 (耐震性有) c</th> <th rowspan="2">耐震化率 (b+c)/(a+b+c)</th> </tr> <tr> <th>耐震性無 a</th> <th>耐震性有 b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2,061</u></td> <td><u>44</u></td> <td><u>1,176</u></td> <td><u>841</u></td> <td>約98%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 耐震化の目標の設定 <略> (1) 住宅 <略> (2) 建築物 <略> (3) 公共建築物 <略> ア 県有建築物 <略> イ 市町村有建築物 <略></p> <p>4 公共建築物の耐震化の情報開示 <略></p>					総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	耐震性無 a	耐震性有 b	<u>2,061</u>	<u>44</u>	<u>1,176</u>	<u>841</u>	約98%	<p>プログラム（以下「整備プログラム」という。）を策定し、計画的に耐震改修等を進めてきたところです。なお、令和2年4月1日時点の耐震化率は約98パーセントとなっています。</p> <p>表－7 「特定建築物」及び「震災時に応急活動拠点となる建築物等」の耐震化の現状 (単位：棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総棟数 (a+b+c)</th> <th colspan="2">昭和55年以前</th> <th rowspan="2">昭和56年以降 (耐震性有) c</th> <th rowspan="2">耐震化率 (b+c)/(a+b+c)</th> </tr> <tr> <th>耐震性無 a</th> <th>耐震性有 b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2,054</u></td> <td><u>48</u></td> <td><u>1,175</u></td> <td><u>831</u></td> <td>約98%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 耐震化の目標の設定 <略> (1) 住宅 <略> (2) 建築物 <略> (3) 公共建築物 <略> ア 県有建築物 <略> イ 市町村有建築物 <略></p> <p>4 公共建築物の耐震化の情報開示 <略></p>					総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	耐震性無 a	耐震性有 b	<u>2,054</u>	<u>48</u>	<u>1,175</u>	<u>831</u>	約98%	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)																														
	耐震性無 a	耐震性有 b																																
<u>2,061</u>	<u>44</u>	<u>1,176</u>	<u>841</u>	約98%																														
総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)																														
	耐震性無 a	耐震性有 b																																
<u>2,054</u>	<u>48</u>	<u>1,175</u>	<u>831</u>	約98%																														
<p>第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針</p>					<p>第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針</p>																													

新	旧	備考
<p>(1) 建築物の所有者等の役割 <略></p> <p>(2) 県の役割 県は、耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じるよう努めます。 県は、住宅・建築物の所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、市町村や建築関連団体と十分な連携を図り、住宅・建築物の所有者等に対する 啓発、知識の普及及び情報提供を行うとともに、<u>技術者養成に向けた講習会等を行い</u>、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。 県は、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村が住宅・建築物の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修等に対し補助事業を実施する場合、市町村に対して支援を行うこととします。</p> <p>(3) 市町村の役割 <略></p> <p>2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要 <略></p> <p>3 重点的に耐震化すべき建築物 県は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な施設（千葉県地域防災計画又は市町村の地域防災計画で応急対策活動拠点や避難所などの防災拠点となる建築物等）について、市町村等の意向を踏まえ、法第7条第1項第一号に規定する要安全確認計画記載建築物として当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別表1に記載します。</p>	<p>(1) 建築物の所有者等の役割 <略></p> <p>(2) 県の役割 県は、耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じるよう努めます。 県は、住宅・建築物の所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、市町村や建築関連団体と十分な連携を図り、住宅・建築物の所有者等に対する 啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。 県は、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村が住宅・建築物の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修等に対し補助事業を実施する場合、市町村に対して支援を行うこととします。</p> <p>(3) 市町村の役割 <略></p> <p>2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要 <略></p> <p>3 重点的に耐震化すべき建築物 県は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な施設（千葉県地域防災計画又は市町村の地域防災計画で応急対策活動拠点や避難所などの防災拠点となる建築物等）について、市町村等の意向を踏まえ、法第7条第1項第一号に規定する要安全確認計画記載建築物として当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別表1に記載します。 <u>法附則第3条では、不特定多数の者が利用する大規模建築物等を要緊急安全確認大規模建築物として平成27年12月末までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられています。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p>

新	旧	備考
<p>県は、<u>法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物も含めた</u>耐震診断義務付け対象建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付けます。</p> <p>4 重点的に耐震化すべき区域 <略></p> <p>5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路 <略></p> <p>(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路 緊急輸送道路の1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する道路を指定しており、<u>その中でも</u>、災害発生時の救助、救援、物資輸送等において、県の防災上特に重要であり、その機能確保が<u>不可欠である</u>、別表2に記載する<u>道路</u>を法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路とし、その道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別表2及び別図1に記載します。</p> <p>そのため、当該道路(別図1)の沿道の、法第5条第3項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したものに限る。)の所有者は、別表2に定める報告期限までに、耐震診断を実施し、所管行政庁にその結果を報告することが義務付けられます。</p> <p>(2) その他の緊急輸送道路 <略></p> <p>6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要</p> <p>(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策 <略></p> <p>(2) 各種落下物対策 <略></p> <p>(3) 天井等の脱落対策 <略></p>	<p>県は、<u>こうした</u>耐震診断義務付け対象建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付けます。</p> <p>4 重点的に耐震化すべき区域 <略></p> <p>5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路 <略></p> <p>(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路 緊急輸送道路の1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する道路を指定しており、<u>その中でも</u>、<u>高規格幹線道路等は</u>、災害発生時の救助、救援、物資輸送等において、県の防災上特に重要であり、その機能確保が<u>不可欠であるため</u>、別表2に記載する<u>高規格幹線道路等</u>を法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路とし、その道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別表2及び別図1に記載します。</p> <p>そのため、当該道路(別図1)の沿道の、法第5条第3項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したものに限る。)の所有者は、別表2に定める報告期限までに、耐震診断を実施し、所管行政庁にその結果を報告することが義務付けられます。</p> <p>(2) その他の緊急輸送道路 <略></p> <p>6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要</p> <p>(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策 <略></p> <p>(2) 各種落下物対策 <略></p> <p>(3) 天井等の脱落対策 <略></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

新	旧	備考
<p>(4) ブロック塀対策の推進 <略></p> <p>7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進 <略></p> <p>8 特定優良賃貸住宅の空家の活用 <略></p> <p>9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修 <略></p> <p>10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 <略></p> <p>11 耐震化の状況把握 <略></p>	<p>(4) ブロック塀対策の推進 <略></p> <p>7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進 <略></p> <p>8 特定優良賃貸住宅の空家の活用 <略></p> <p>9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修 <略></p> <p>10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 <略></p> <p>11 耐震化の状況把握 <略></p>	
<p>第4 啓発及び知識の普及</p> <p>1 地震ハザードマップの作成・公表 <略></p> <p>2 建築物の液状化対策 <略></p> <p>3 相談体制の整備及び情報提供の充実</p> <p>(1) 耐震相談窓口の設置 <略></p> <p>(2) 防災査察等の活用 <略></p> <p>(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示 <略></p>	<p>第4 啓発及び知識の普及</p> <p>1 地震ハザードマップの作成・公表 <略></p> <p>2 建築物の液状化対策 <略></p> <p>3 相談体制の整備及び情報提供の充実</p> <p>(1) 耐震相談窓口の設置 <略></p> <p>(2) 防災査察等の活用 <略></p> <p>(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示 <略></p>	

新	旧	備考
<p>4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等</p> <p><略></p> <p>(1) パンフレットの作成・配布等</p> <p><略></p> <p>(2) 耐震相談会の実施</p> <p><略></p> <p>(3) 講習会の実施</p> <p>ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会</p> <p>県は、<u>主に建築士等</u>を対象として、耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催します。</p> <p>県は、講習会受講修了者を修了者名簿に記載し、修了者名簿は、県建築指導課及び出先機関、市町村の建築行政担当課及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会等の建築関連団体で閲覧に供するとともに、県のホームページで情報提供し、県民等に対し耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介に活用します。</p> <p>(https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishinkoushuukai.html)</p> <p>イ 建築物の液状化対策講習会等</p> <p>県は、<u>主に建築士等</u>を対象とし<u>た講習会等</u>、液状化対策に関する知識・技術の向上に<u>取り組み</u>ます。</p> <p>5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導</p> <p><略></p> <p>6 家具の転倒防止策の推進</p> <p><略></p>	<p>4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等</p> <p><略></p> <p>(1) パンフレットの作成・配布等</p> <p><略></p> <p>(2) 耐震相談会の実施</p> <p><略></p> <p>(3) 講習会の実施</p> <p>ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会</p> <p>県は、<u>建築関連技術者（建築士等）</u>を対象として、耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催します。</p> <p><u>講習会は、これまで登録した技術者の高齢化等による減少数を補うために、毎年概ね100名の技術者を養成していくものとします（平成7年度から講習会を実施してきており、令和2年度までに延べ41回開催し、累計の受講者数は約7,400名となっています。）。</u></p> <p>県は、講習会受講修了者を修了者名簿に記載し、修了者名簿は、県建築指導課及び出先機関、市町村の建築行政担当課及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会等の建築関連団体で閲覧に供するとともに、県のホームページで情報提供し、県民等に対し耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介に活用します。</p> <p>(https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishinkoushuukai.html)</p> <p>イ 建築物の液状化対策講習会</p> <p>県は、<u>建築技術者（建築士等）</u>を対象として、液状化対策に関する知識・技術の向上を目的とする講習会を開催します。</p> <p>5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導</p> <p><略></p> <p>6 家具の転倒防止策の推進</p> <p><略></p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

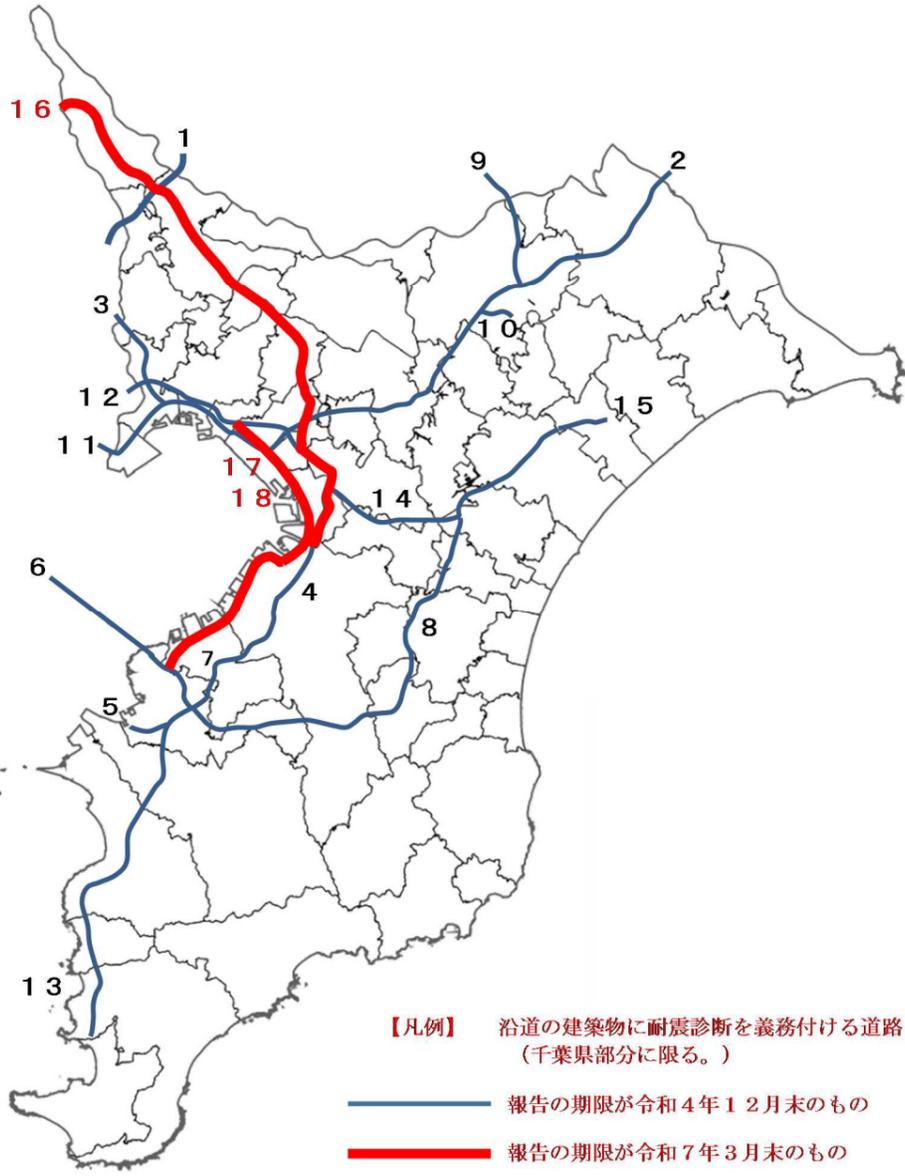
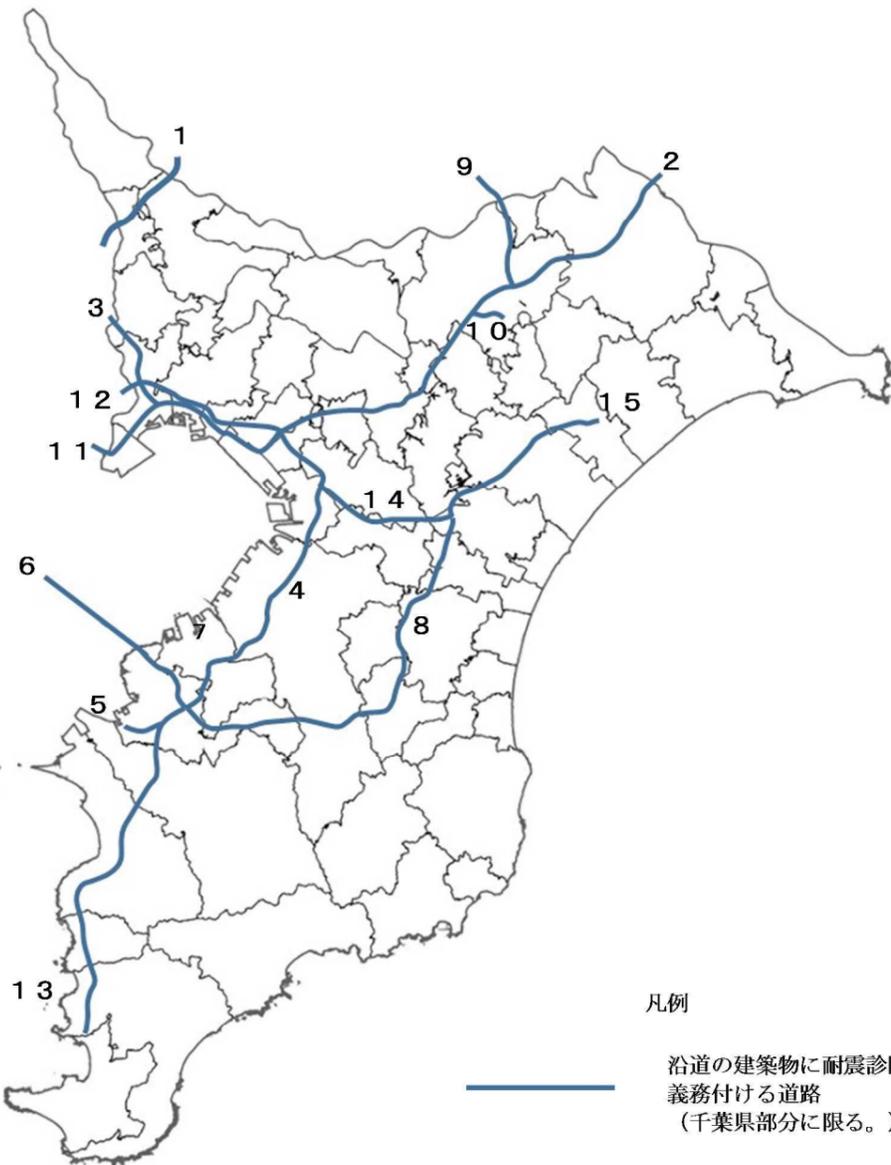
新	旧	備考
<p>7 自治会等との連携に関する事項 ＜略＞</p> <p>8 耐震改修建築物の表彰 ＜略＞</p>	<p>7 自治会等との連携に関する事項 ＜略＞</p> <p>8 耐震改修建築物の表彰 ＜略＞</p>	
<p>第5 所管行政庁との連携 ＜略＞</p> <p>1 法による指導等の実施 （1）耐震診断義務付け対象建築物 ア 耐震診断・報告の実効性確保 ＜略＞ イ 耐震診断結果の公表 ＜略＞ （2）既存耐震不適格建築物 ＜略＞</p> <p>2 建築基準法による勧告又は命令等の実施 （1）命令等の実施の方法、考え方 ＜略＞</p>	<p>第5 所管行政庁との連携 ＜略＞</p> <p>1 法による指導等の実施 （1）耐震診断義務付け対象建築物 ア 耐震診断・報告の実効性確保 ＜略＞ イ 耐震診断結果の公表 ＜略＞ （2）既存耐震不適格建築物 ＜略＞</p> <p>2 建築基準法による勧告又は命令等の実施 （1）命令等の実施の方法、考え方 ＜略＞</p>	
<p>第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項</p> <p>1 市町村が定める耐震改修促進計画 ＜略＞</p> <p>2 関連団体との連携 ＜略＞ （1）千葉県建築防災連絡協議会 ＜略＞</p>	<p>第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項</p> <p>1 市町村が定める耐震改修促進計画 ＜略＞</p> <p>2 関連団体との連携 ＜略＞ （1）千葉県建築防災連絡協議会 ＜略＞</p>	

新	旧	備考																																																																																																
<p>(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会 <略></p> <p>(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議 <略></p> <p>(4) 千葉県耐震判定協議会 <略></p> <p>3 その他 <略></p>	<p>(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会 <略></p> <p>(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議 <略></p> <p>(4) 千葉県耐震判定協議会 <略></p> <p>3 その他 <略></p>																																																																																																	
<p>別表・別図</p> <p>別表1 法第5条第3項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限</p> <p>1. 報告の期限が平成27年12月末のもの</p> <table border="1" data-bbox="192 1045 1329 1860"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>建築物名称</th> <th>災害時における用途 (令第2条の号)</th> <th>報告の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立稲毛高等学校・附属中学校(屋内運動場)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立椎名小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立小中台小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立あやめ台小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立さつきが丘東小学校(特別・管理・普通教室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立さつきが丘東小学校(普通・特別教室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立生浜東小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立犢橋小学校(普通・特別教室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立犢橋小学校(普通教室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立犢橋小学校(普通教室・給食室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立花見川第三小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限	千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属中学校(屋内運動場)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立椎名小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立あやめ台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校(特別・管理・普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校(普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立生浜東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通教室・給食室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立花見川第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	<p>別表・別図</p> <p>別表1 法第5条第3項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限</p> <p>1. 報告の期限が平成27年12月末のもの</p> <table border="1" data-bbox="1356 1045 2487 1860"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>建築物名称</th> <th>災害時における用途 (令第2条の号)</th> <th>報告の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立稲毛高等学校・附属中学校(屋内運動場)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立椎名小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立小中台小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立あやめ台小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立さつきが丘東小学校(特別・管理・普通教室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立さつきが丘東小学校(普通・特別教室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立生浜東小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立犢橋小学校(普通・特別教室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立犢橋小学校(普通教室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立犢橋小学校(普通教室・給食室棟)</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市立花見川第三小学校</td> <td>令第2条第22号</td> <td>平成27年12月末</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限	千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属中学校(屋内運動場)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立椎名小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立あやめ台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校(特別・管理・普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校(普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立生浜東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通教室・給食室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立花見川第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	
所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限																																																																																															
千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属中学校(屋内運動場)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立椎名小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立あやめ台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校(特別・管理・普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校(普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立生浜東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通教室・給食室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立花見川第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限																																																																																															
千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属中学校(屋内運動場)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立椎名小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立あやめ台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校(特別・管理・普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校(普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立生浜東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立犢橋小学校(普通教室・給食室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															
千葉市	千葉市立花見川第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末																																																																																															

新				旧				備考	
千葉市	千葉市立寒川小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立寒川小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立仁戸名小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立仁戸名小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立畑小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立畑小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立誉田小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立誉田小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立川戸中学校(特別・管理・普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立川戸中学校(特別・管理・普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立川戸中学校(特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立川戸中学校(特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立若松中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立若松中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立更科中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立更科中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立若松小学校(渡り廊下棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立若松小学校(渡り廊下棟)	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立若松小学校(普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立若松小学校(普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立大森小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立大森小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立松ヶ丘小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立松ヶ丘小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立小倉小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立小倉小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立千草台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立千草台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立西小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立西小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立高浜第一小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立高浜第一小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立柏井小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立柏井小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立磯辺第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立磯辺第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立犢橋中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立犢橋中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立千城台南中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立千城台南中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立みつわ台中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立みつわ台中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立磯辺中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立磯辺中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属中学校(渡り廊下棟)	令第2条第22号	平成27年12月末	千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属中学校(渡り廊下棟)	令第2条第22号	平成27年12月末		
千葉市	千葉リハビリテーションセンター 本館・中央棟	病院	平成27年12月末	千葉市	千葉リハビリテーションセンター 本館・中央棟	病院	平成27年12月末		
千葉市	千葉リハビリテーションセンター 居住棟	病院	平成27年12月末	千葉市	千葉リハビリテーションセンター 居住棟	病院	平成27年12月末		
銚子市	銚子市役所庁舎	官公署	平成27年12月末	銚子市	銚子市役所庁舎	官公署	平成27年12月末		
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	市川市	市川市役所(本庁舎)	官公署	平成27年12月末		(削除)
習志野市	第3分団詰所	令第2条第22号	平成27年12月末	習志野市	第3分団詰所	令第2条第22号	平成27年12月末		

新				旧				備考	
柏市	柏市民文化会館	令第2条第22号	平成27年12月末	柏市	柏市民文化会館	令第2条第22号	平成27年12月末		
柏市	柏市役所本庁舎（高層棟）	官公署	平成27年12月末	柏市	柏市役所本庁舎（高層棟）	官公署	平成27年12月末		
柏市	中央公民館	令第2条第22号	平成27年12月末	柏市	中央公民館	令第2条第22号	平成27年12月末		
市原市	市民会館（会議室棟）	令第2条第22号	平成27年12月末	市原市	市民会館（会議室棟）	令第2条第22号	平成27年12月末		
市原市	消防局	官公署	平成27年12月末	市原市	消防局	官公署	平成27年12月末		
市原市	五井消防署	官公署	平成27年12月末	市原市	五井消防署	官公署	平成27年12月末		
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市役所	官公署	平成27年12月末	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市役所	官公署	平成27年12月末		
浦安市	堀江中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	堀江中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	北部小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	北部小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	浦安中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	浦安中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	浦安小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	浦安小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	美浜南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	美浜南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	入船小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	入船小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	入船中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	入船中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	富岡小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	富岡小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	見明川小学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	見明川小学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	見明川中学校	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	見明川中学校	令第2条第22号	平成27年12月末		
浦安市	東海大学付属浦安高等学校・同中等部	令第2条第22号	平成27年12月末	浦安市	東海大学付属浦安高等学校・同中等部	令第2条第22号	平成27年12月末		
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市庁舎新館	官公署	平成27年12月末	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市庁舎新館	官公署	平成27年12月末		
白井市	白井市役所	官公署	平成27年12月末	白井市	白井市役所	官公署	平成27年12月末		
横芝光町	横芝光町役場	官公署	平成27年12月末	横芝光町	横芝光町役場	官公署	平成27年12月末		
2. 報告の期限が平成28年12月末のもの <略>				2. 報告の期限が平成28年12月末のもの <略>					
3. 報告の期限が平成30年12月末のもの <略>				3. 報告の期限が平成30年12月末のもの <略>					

新				旧				備考	
4. 報告の期限が令和元年12月末のもの				4. 報告の期限が令和元年12月末のもの				(削除)	
所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限	所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限		
木更津市	木更津市立八幡台公民館	令第2条第22号	令和元年12月末	木更津市	木更津市立八幡台公民館	令第2条第22号	令和元年12月末		
柏市	柏市水道部庁舎	令第2条第22号	令和元年12月末	柏市	柏市水道部庁舎	令第2条第22号	令和元年12月末		
勝浦市	旧勝浦市興津中学校	令第2条第22号	令和元年12月末	勝浦市	旧勝浦市興津中学校	令第2条第22号	令和元年12月末		
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	鴨川市	鴨川市立国保病院	病院	令和元年12月末		
四街道市	四街道市役所本庁舎	官公署	令和元年12月末	四街道市	四街道市役所本庁舎	官公署	令和元年12月末		
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	八街市	八街市役所(第2庁舎)	官公署	令和元年12月末		
神崎町	神崎町役場	官公署	令和元年12月末	神崎町	神崎町役場	官公署	令和元年12月末		
神崎町	町民体育館	令第2条第22号	令和元年12月末	神崎町	町民体育館	令第2条第22号	令和元年12月末		
神崎町	わくわく西の城(体育館)	令第2条第22号	令和元年12月末	神崎町	わくわく西の城(体育館)	令第2条第22号	令和元年12月末		
5. 報告の期限が令和7年3月末のもの									(新設)
所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限						
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市庁舎旧館	官公署	令和7年3月末						
別表2 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限				別表2 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限				(新設)	
1. 報告の期限が令和4年12月末のもの <略>				1. 報告の期限が令和4年12月末のもの <略>					
2. 報告の期限が令和7年3月末のもの									
番号	路線名	区間	報告の期限						
16	国道16号	春日部野田バイパス金野井大橋 ～袖ヶ浦市神納 (東京湾アクアライン連絡道 袖ヶ浦ICとの立体交差点まで)	令和7年3月末						
17	国道14号	幕張IC～中央区登戸	令和7年3月末						
18	国道357号	中央区登戸～中央区村田町 (国道14号との重複部分除く)	令和7年3月末						

新	旧	備考
<p data-bbox="210 243 1299 279">別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路</p>  <p data-bbox="727 1354 1246 1417">【凡例】 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路 (千葉県部分に限る。)</p> <p data-bbox="682 1438 1202 1465">— 報告の期限が令和4年12月末のもの</p> <p data-bbox="682 1480 1187 1507">— 報告の期限が令和7年3月末のもの</p> <p data-bbox="706 1554 1068 1581">図中の番号：別表2の各区間の番号</p>	<p data-bbox="1368 243 2457 279">別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路</p>  <p data-bbox="2136 1344 2433 1491">凡例 沿道の建築物に耐震診断を 義務付ける道路 (千葉県部分に限る。)</p> <p data-bbox="2012 1554 2374 1581">図中の番号：別表2の各区間の番号</p>	<p data-bbox="2516 304 2597 340">(変更)</p>